

費用弁償等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員（役員の報酬等に関する規程第3条の規定に基づいて有額の報酬を受給している役員及び職員を兼務している常務理事を除く。）等が、会議及び研修会等に出席した場合で、旅費規程を適用しない場合における費用弁償等支給の範囲及び額等を定めることを目的とする。

(支給の範囲及び額)

第2条 費用の弁償等を支給する会議及び研修等の範囲及び額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事会、三役会、事務事業進行管理会議、関係機関等の会議、
研修会等理事に対する費用弁償 1,500円
- (2) 理事会、関係機関等の会議、研修会等監事に対する費用弁償 1,500円
- (3) 事務事業進行管理会議等顧問に対する費用弁償 1,500円
- (4) 理事及び会員で構成する部会、委員会等の費用弁償 1,000円
- (5) 地域班活動に対する費用弁償
 - ① 地域班長の活動費 年額 2,000円
 - ② 地域班副班長の活動費 年額 1,000円
 - ③ 地域班会議 500円
- (6) 会員がセンターの業務のために参加する会議等で、理事長が必要と認めた場合の費用弁償 1,000円

(費用弁償の調整)

第3条 同一日において二つ以上の会議等に出席した場合の費用弁償額は、一つの会議の出席として算出した額を支給する。ただし、地域班活動に対する費用弁償との重複は除くものとする。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月31日 第40回通常総会で停止条件付き制定)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年2月21日第1条改正)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月27日第1条改正)